

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

3～10 （略）

11 **総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。**

（地方債についての関与の特例）

第5条の4 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 （略）

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三～六 （略）

2 （略）

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一・二 （略）

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5・6 （略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 （略）

3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 （略）

5 **総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 （略）

5 **総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（起債許可団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第二十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する政令で定める数値は、百分の十八とする。

令和7年度地方債同意等額（最終協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

I 令和7年度地方債に係る同意等（最終協議分）

1. 同意等額

（単位：億円）

	同意等額 （最終協議分） （A）	既同意等額・ 届出額 （B）	合計 （A+B）	地方債計画額
通常収支分	(1) 10,858	(168) 128,021	(169) 138,879	(176) 113,462
東日本 大震災分	(-) -	(-) 10	(-) 10	(1) 15
総計	(1) 10,858	(168) 128,031	(169) 138,889	(177) 113,477

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

2. 今回同意等を行う主な事業債

- 補正予算債（5,084 億円）

{	うち 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分	2,986 億円
	学校教育施設等事業分	914 億円
	公共事業等分	899 億円

- 災害復旧事業債（1,650 億円）
- 学校教育施設等整備事業債（1,237 億円）

II 事故繰越となる事業等に係る資金区分の変更協議

1. 概要

令和6年度の財政融資資金は、令和8年度以降借入れを行うことはできないこととされている。(財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第28条)

このため、地方公共団体は、令和6年度と同資金に係る同意等債のうち、令和7年度に完了せず、令和8年度に事故繰越する事業に係るものについては、財政融資資金から民間等資金への変更協議を行う必要があるもの。

2. 変更協議に係る同意等額

634億円

3. 変更協議に係る同意等を行う主な事業債

- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (309億円)
- 公共事業等債 (130億円)
- 災害復旧事業債 (120億円)

III 今後のスケジュール

- 3月11日(水) 同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和7年度 最終分)

令和 8 年 3 月
自治 財 政 局

(単位:億円)

1 通常収支分

	同意等額						地方債計画額			
	令和7年度 最終協議等までの同意等額※1			令和6年度 最終協議等 までの同意等額 B	対前年度 増減額 C=A-B	対前年度 比率 C/B	令和7年度計画額		計画残額 D-A	割合 A/D
	A	うち最終協議等分					D	うち1月改正 追加分		
		当初分	補正分※2							
一般会計債	93,075	2,520	2,111	88,284	4,791	5.4%	61,092	2,974	▲31,983	152.4%
公共事業等	18,887	130	0	18,639	248	1.3%	15,908	-	▲2,979	118.7%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※3	713	6	0	751	▲38	▲5.0%	-	-	▲713	皆増
公営住宅建設	2,667	33	1	2,466	201	8.2%	1,100	-	▲1,567	242.5%
災害復旧	3,916	865	785	5,106	▲1,190	▲23.3%	3,083	1,956	▲833	127.0%
教育・福祉施設等整備	10,014	154	1,204	10,984	▲970	▲8.8%	5,723	-	▲4,291	175.0%
学校教育施設等整備	5,248	84	1,153	6,270	▲1,022	▲16.3%	2,670	-	▲2,578	196.6%
社会福祉施設整備	664	3	2	812	▲148	▲18.2%	367	-	▲297	180.9%
一般廃棄物処理	2,677	47	49	2,596	81	3.1%	1,603	-	▲1,074	167.0%
一般補助施設整備等	1,066	20	1	929	137	14.8%	546	-	▲520	195.3%
施設(一般財源化分)	358	0	0	378	▲20	▲5.2%	537	-	179	66.7%
一般単独	45,865	594	119	40,065	5,800	14.5%	27,625	1,000	▲18,240	166.0%
一般	9,240	55	6	9,258	▲18	▲0.2%	2,893	400	▲6,347	319.4%
地域活性化	724	20	0	1,150	▲426	▲37.0%	690	-	▲34	105.0%
防災対策	903	4	0	776	127	16.4%	871	-	▲32	103.7%
地方道路等	5,166	18	19	5,595	▲429	▲7.7%	3,821	600	▲1,345	135.2%
旧合併特例	2,703	28	7	3,827	▲1,124	▲29.4%	2,500	-	▲203	108.1%
緊急防災・減災	9,599	92	0	5,980	3,619	60.5%	5,000	-	▲4,599	192.0%
公共施設等適正管理推進	8,497	205	84	6,589	1,909	29.0%	4,500	-	▲3,997	188.8%
緊急自然災害防止対策	5,443	96	0	4,478	965	21.5%	4,000	-	▲1,443	136.1%
緊急浚渫推進	940	4	0	1,111	▲171	▲15.4%	1,100	-	160	85.4%
脱炭素化推進	1,992	27	1	1,190	802	67.4%	900	-	▲1,092	221.3%
こども・子育て支援	242	8	0	123	120	97.5%	450	-	208	53.8%
デジタル活用推進	415	35	0	0	415	皆増	900	-	485	46.2%
辺地及び過疎対策事業	6,907	175	2	6,636	271	4.1%	6,508	18	▲399	106.1%
辺地対策	629	17	1	601	28	4.7%	592	2	▲37	106.2%
過疎対策	6,278	158	1	6,035	243	4.0%	5,916	16	▲362	106.1%
公共用地先行取得等	768	0	0	649	119	18.3%	345	-	▲423	222.6%
行政改革推進	1,841	0	0	2,026	▲185	▲9.1%	700	-	▲1,141	263.0%
調 整	1,497	563	0	962	534	55.5%	100	-	▲1,397	1496.5%
公営企業債	35,204	178	965	30,880	4,324	14.0%	35,137	3,152	▲67	100.2%
水道	9,220	22	501	8,196	1,023	12.5%	8,895	1,556	▲325	103.6%
工業用水道	410	2	0	399	11	2.7%	509	89	99	80.5%
交通	1,782	10	11	1,756	26	1.5%	1,600	16	▲182	111.4%
電気事業・ガス	223	0	0	264	▲41	▲15.4%	260	-	37	85.9%
港湾整備	640	1	0	621	18	2.9%	618	-	▲22	103.5%
病院事業・介護サービス	6,895	98	0	4,985	1,911	38.3%	6,002	4	▲893	114.9%
市場事業・と畜場	380	0	127	362	18	5.0%	624	229	244	60.9%
地域開発	1,297	5	0	1,245	53	4.2%	1,346	-	49	96.4%
下水道	14,248	38	326	12,962	1,286	9.9%	15,170	1,252	922	93.9%
観光その他	104	1	0	90	14	15.6%	113	6	9	92.4%
(公営企業退職手当債)	4	0	0	0	4	皆増	-	-	▲4	皆増
臨時財政対策債	-	0	0	4,509	▲4,509	▲100.0%	-	-	-	-
退職手当債	1	0	0	180	▲179	▲99.5%	800	-	799	0.1%
補正予算債	10,133	-	5,084	8,658	1,475	17.0%	16,433	16,433	6,300	61.7%
国の予算等貸付金債	(169)	(1)	-	(206)	(▲37)	▲18.0%	(176)	-	(7)	(95.8%)
合 計	(169)	(1)	-	(206)	(▲37)	▲18.0%	(176)	-	(7)	(95.8%)
減収補填債(5条分)	138,413	2,698	8,160	132,510	5,903	4.5%	113,462	22,559	▲24,951	122.0%
減収補填債(特例分)	36	0	0	38	▲3	▲7.5%	-	-	▲36	皆増
借 換 債	414	0	0	26	388	1466.9%	-	-	▲414	皆増
借 換 債	8	-	-	-	8	皆増	-	-	▲8	皆増
総 計	(169)	(1)	-	(206)	(▲37)	▲18.0%	(176)	-	(7)	(95.8%)
	138,879	2,698	8,160	132,575	6,304	4.8%	113,462	22,559	▲25,417	122.4%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※1 第1次分+第2次分+最終分+届出2月分まで。

※2 「補正分」には、予備費分を含む。

※3 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	同意等額					地方債計画額				
	令和7年度 最終協議等までの同意等額 ^{※1}			令和6年度 最終協議等 までの同意等額 B	対前年度 増減額 C=A-B	対前年度 比率 C/B	令和7年度計画額		計画残額 D-A	割合 A/D
	A	うち最終協議等分					D	うち1月改正 追加分		
当初分		補正分 ^{※2}								
一般会計債	7	-	-	3	4	173.4%	12	-	5	57.0%
公営住宅建設	7	-	-	-	7	皆増	10	-	3	66.8%
災害復旧	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
一般補助施設等 ^{※3}	0	-	-	3	▲2	▲93.8%	-	-	▲0	皆増
一般単独	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
公営企業債	3	-	-	6	▲3	▲47.6%	3	-	0	96.1%
水道	3	-	-	6	▲3	▲47.6%	3	-	0	96.1%
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-	(1)	-	1	-
総計	10	-	-	8	2	21.5%	15	-	5	64.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※1 第1次分+第2次分+最終分+届出2月分まで。

※2 「補正分」には、予備費分を含む。

※3 復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	同意等額					地方債計画額				
	令和7年度 最終協議等までの同意等額 ^{※1}			令和6年度 最終協議等 までの同意等額 B	対前年度 増減額 C=A-B	対前年度 比率 C/B	令和7年度計画額		計画残額 D-A	割合 A/D
	A	うち最終協議等分					D	うち1月改正 追加分		
当初分		補正分 ^{※2}								
1 通常収支分	(169)	(1)	-	(206)	(▲37)	▲18.0%	(176)	-	(7)	(95.8%)
	138,879	2,698	8,160	132,575	6,304	4.8%	113,462	22,559	▲25,417	122.4%
2 東日本大震災分	-	-	-	-	-	-	(1)	-	(1)	-
	10	-	-	8	2	21.5%	15	-	5	64.8%
合計	(169)	(1)	-	(206)	(▲37)	▲18.0%	(177)	-	(8)	(95.2%)
	138,889	2,698	8,160	132,583	6,306	4.8%	113,477	22,559	▲25,412	122.4%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※1 第1次分+第2次分+最終分+届出2月分まで。

※2 「補正分」には、予備費分を含む。

1 通常収支分

(単位:億円)

	同意等額		対前年度増減額 C=A-B	対前年度比率 C/B
	令和7年度 A	令和6年度 B		
一般会計債	611	585	26	4.4%
公共事業等	130	106	24	22.3%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	309	242	67	27.9%
公営住宅建設事業	0.2	0.8	▲ 0.5	▲ 70.4%
災害復旧事業	120	179	▲ 59	▲ 33.0%
学校教育施設等整備事業	25	37	▲ 12	▲ 32.3%
社会福祉施設整備事業	0.1	0.2	▲ 0.0	▲ 22.0%
一般廃棄物処理事業	7	3	4	127.7%
一般補助施設等整備事業	11	7	4	64.1%
防災対策事業	0.3	0.5	▲ 0.2	▲ 34.8%
旧合併特例事業	-	2.7	▲ 2.7	▲ 100.0%
緊急自然災害防止対策事業	0.7	-	0.7	皆増
辺地対策事業	5	1	4	461.9%
過疎対策事業	2	6	▲ 4	▲ 67.3%
公営企業債	23	25	▲ 2	▲ 6.2%
水道事業	6	1	6	1021.7%
港湾整備事業	2	3	▲ 1	▲ 39.4%
病院事業・介護サービス事業	0.6	-	0.6	皆増
下水道事業	14	21	▲ 7	▲ 31.6%
総合計	634	609	24	4.0%

(注)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

該当なし